

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	相模原市 住民基本台帳事務(平成29年1月～) 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書は、平成29年1月のシステム更新後の住民基本台帳事務について記載する。

## 評価実施機関名

相模原市長

## 公表日

令和6年3月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム。以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>相模原市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</li><li>②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正</li><li>③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</li><li>④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</li><li>⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</li><li>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</li><li>⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</li><li>⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更</li><li>⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付</li><li>⑩個人番号カード等を用いた本人確認</li></ul> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民記録ファイル(住民記録システム) (2)本人確認情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム) (3)送付先情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<ul style="list-style-type: none"><li>・第7条(指定及び通知)</li><li>・第16条(本人確認の措置)</li><li>・第17条(個人番号カードの交付等)</li></ul></li><li>・住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)<ul style="list-style-type: none"><li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li><li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li><li>・第7条(住民票の記載事項)</li><li>・第8条(住民票の記載等)</li></ul></li></ul>

- ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)
- ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)
- ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
- ・第22条(転入届)
- ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
- ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
- ・第30条の10  
(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
- ・第30条の12  
(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)  (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民局 区政推進課 市長公室 DX推進課 緑区役所 区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野) ※出張所、連絡所含む 中央区役所 区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) ※連絡所含む 南区役所 区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) ※連絡所含む
②所属長の役職名	区政推進課長 市長公室 DX推進課長 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長 中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相模原市 市民局 区政推進課 相模原市中央区中央2-11-15 042-704-8911

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	区政支援課長 石井光行 大沢まちづくりセンター所長 薄井 卓 津久井まちづくりセンター所長 鈴木克巳 大野北まちづくりセンター所長 大島直人 上溝まちづくりセンター所長 佐藤憲一 大野中まちづくりセンター所長 田中正信 新磯まちづくりセンター所長 新井国師 相武台まちづくりセンター所長 村田典久 青野原出張所長 大熊哲郎	区政支援課長 高梨邦彦 大沢まちづくりセンター所長 網本佳代 津久井まちづくりセンター所長 畑秀雄 大野北まちづくりセンター所長 木村達也 上溝まちづくりセンター所長 斉藤規之 大野中まちづくりセンター所長 小宮豊 新磯まちづくりセンター所長 大貫勝 相武台まちづくりセンター所長 角田小百合 青野原出張所長 坂本英治	事後	重要な変更当たらない (人事異動による変更)
平成30年10月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	情報政策課長 井上隆 城山まちづくりセンター所長 水野克巳 串川出張所長 佐藤尚 鳥屋出張所長 山崎哲男 青根出張所長 杉本恵司 相模湖まちづくりセンター所長 甘利雅弘 麻溝まちづくりセンター所長 光岡淳	情報政策課長 二瓶行 城山まちづくりセンター所長 岩部正志 串川出張所長 井上和明 鳥屋出張所長 長田孝宏 青根出張所長 井上尚 相模湖まちづくりセンター所長 田倉五己 麻溝まちづくりセンター所長 今井博之	事後	重要な変更当たらない (人事異動による変更)
平成30年10月5日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成30年8月1日	事後	重要な変更当たらない (時点の変更)
平成30年10月5日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成30年8月1日	事後	重要な変更当たらない (時点の変更)
令和3年4月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年1月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年1月20日総務省令第85号)(以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	重要な変更当たらない (様式の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民局 区政支援課 企画財政局 企画部 情報政策課 緑区役所 区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野) ※出張所、連絡所含む 中央区役所 区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) ※連絡所含む 南区役所 区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) ※連絡所含む	市民局 区政推進課 総務局 情報政策課 緑区役所 区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野) ※出張所、連絡所含む 中央区役所 区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) ※連絡所含む 南区役所 区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) ※連絡所含む	事後	重要な変更当たらない (様式の変更)
令和3年4月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	区政支援課長 高梨邦彦 情報政策課長 二瓶行 緑区役所区民課長 笹野清美、大沢まちづくりセンター所長 網本佳代、城山まちづくりセンター所長 岩部正志、津久井まちづくりセンター所長 畑秀雄、串川出張所所長 井上和明、鳥屋出張所所長 長田孝宏、青野原出張所所長 坂本英治、青根出張所所長 井上尚、相模湖まちづくりセンター所長 田倉五己、藤野まちづくりセンター所長 佐藤尚史 中央区役所区民課長 田野倉和美、大野北まちづくりセンター所長 木村達也、田名まちづくりセンター所長 長田浩、上溝まちづくりセンター所長 齊藤規之 南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まちづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まちづくりセンター所長 今井博之、新磯まちづくりセンター所長 大貫勝、相模台まちづくりセンター所長 長田浩美、相武台まちづくりセンター所長 角田小百合、東林まちづくりセンター所長 菊地原真	区政推進課長 情報政策課長 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、串川出張所所長、鳥屋出張所所長、青野原出張所所長、青根出張所所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長 中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	事後	重要な変更当たらない (様式の変更)
令和3年4月2日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	相模原市 市民局 区政支援課 相模原市中央区中央2-11-15 042-704-8911	相模原市 市民局 区政推進課 相模原市中央区中央2-11-15 042-704-8911	事後	重要な変更当たらない
令和3年4月2日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	相模原市 市民局 区政支援課 相模原市中央区中央2-11-15 042-704-8911	相模原市 市民局 区政推進課 相模原市中央区中央2-11-15 042-704-8911	事後	重要な変更当たらない
令和3年4月2日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年8月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	重要な変更当たらない



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	相模原市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年1月20日総務省令第85号)(以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	相模原市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する	事後	重要な変更には当たらない
令和4年3月30日	1 関連情報 3.個人番号の利用 法律上の根拠	・住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)	・住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)	事後	重要な変更には当たらない
令和4年3月30日	1 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれている項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)  (別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月30日	1 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	市民局 区政推進課 総務局 情報政策課 緑区役所 区民課、まちづくりセンター（大沢、城山、津久井、相模湖、藤野） ※出張所、連絡所含む 中央区役所 区民課、まちづくりセンター（大野北、田名、上溝） ※連絡所含む 南区役所 区民課、まちづくりセンター（大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林） ※連絡所含む	市民局 区政推進課 市長公室総合政策部 DX推進課 緑区役所 区民課、まちづくりセンター（大沢、城山、津久井、相模湖、藤野） ※出張所、連絡所含む 中央区役所 区民課、まちづくりセンター（大野北、田名、上溝） ※連絡所含む 南区役所 区民課、まちづくりセンター（大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林） ※連絡所含む	事後	重要な変更にあたらない







